

令和2年度神奈川県内部統制評価報告書  
審査意見書

神奈川県監査委員



神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和 3 年 10 月 8 日

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	太	田	眞	晴
同	吉	川	知	恵子
同	嶋	村	た	だし
同	て	ら	さ	き
			雄	介



## 1 審査の対象

「令和2年度神奈川県内部統制評価報告書」

## 2 審査の着眼点

監査委員による令和2年度神奈川県内部統制評価報告書（以下「内部統制評価報告書」という。）の審査は、知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

## 3 審査の実施内容

内部統制評価報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「神奈川県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

## 4 審査の結果

内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当ではなく、本県の内部統制対象事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていないと考えられる。

（指摘事項）

審査の過程で、総務局総務室において、新型コロナウイルス感染症への全庁対応を考慮し、自己評価の報告を行う所属を政策局、総務局及び会計局の本庁所属29所属に限定し、残りの181所属からは自己評価の報告を求めないこととされていた。そして、総務局総務室では、このような対応が内部統制の評価に及ぼす影響について十分には把握していなかった。しかしながら、内部統制を評価するに当たって、このように大多数の所属を除外して実施することは、その評価に重大な影響を及ぼすもので、評価手続に著しく不十分な点があると認められることから、内部統制の整備上の重大な不備に該当するものである。さらに、その結果、内部統制の評価が適切に行えず、その評価報告が十全に実施できなかったと認められることから、内部統制の運用上の重大な不備に該当するものである。

上記のほか、監査委員がその他の監査等で把握した内部統制の重大な不備については、別表のとおりである。

## 5 備考

特段記載すべき事項はない。

(別表) 監査委員がその他の監査等で把握した内部統制の重大な不備

(評価基準日までに是正されていない内部統制の整備上の重大な不備)

監査実施箇所名	監査等の種類	指摘事項等
該当なし		

(評価対象期間中における内部統制の運用上の重大な不備)

監査実施箇所名	監査等の種類	指摘事項等
スポーツ局 神奈川県立スポーツセンター	令和3年 財務監査 (定期監査)	土地建物賃貸借契約に係る収入1件 3,049,345 円について、(款)財産収入(項)財産運用収入(目)財産貸付収入とすべきところ、(款)使用料及び手数料(項)使用料(目)総務使用料で収入していた。
環境農政局 総務室 農政部農業振興課	令和2年 財務監査 (定期監査)	予算の執行において、湘南ポモロン種子の売払いに係る収入1件、120,960 円について、(款) 財産収入 (項) 財産売払収入 (目) 生産物売払収入とすべきところ、(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入で収入していた。
	令和元年度 決算審査	湘南ポモロン種子の売払いに係る収入1件、120,960 円について、(款) 財産収入 (項) 財産売払収入 (目) 生産物売払収入 (節) 農林水産業費所属で収入すべきところ、(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入 (節) 農林水産業費雑入で収入していた。その結果、(款) 諸収入、(項) 雑入、(目) 雑入及び (節) 農林水産業費雑入の調定額及び収入済額がいずれも 120,960 円過大となっていた一方で、(款) 財産収入、(項) 財産売払収入、(目) 生産物売払収入及び (節) 農林水産業費所属の調定額及び収入済額がいずれも同額過小となっているなどしていた。
環境農政局 神奈川県水産技術	令和3年 財務監査	予算の執行において、冷蔵庫の収集運搬・リサイクル料 6,380 円の執行に当たり、収集運搬料 (1,650 円) に

監査実施箇所名	監査等の種類	指摘事項等
センター	(定期監査)	については「(節) 役務費」とすべきところ、リサイクル料と併せて全額を「(節) 委託料」で執行していた。
福祉子どもみらい局 神奈川県立総合療 育相談センター	令和3年 財務監査 (定期監査)	予算の執行において、エアコン更新代 101,106 円の執行に当たり、既存エアコン取外し料金 6,600 円については「(節) 需用費」とすべきところ、エアコン購入と併せて「(節) 備品購入費」で執行していた。
福祉子どもみらい局 神奈川県立さがみ 緑風園	令和3年 財務監査 (定期監査)	予算の執行において、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び乾燥機の収集運搬・リサイクル料 68,090 円の執行に当たり、収集運搬料 30,800 円については「(節) 役務費」とすべきところ、リサイクル料と併せて全額を「(節) 委託料」で執行していた。
健康医療局 総務室 保健医療部医療課	令和2年 財務監査 (定期監査)	予算の執行において、神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例に基づく貸付返還金1件、9,458,790円について、(項) 貸付金元利収入(目) 衛生貸付金元利収入(節) 医薬費貸付金元利収入とすべきところ、(項) 雑入(目) 雑入(節) 衛生費雑入で収入調定していた。
	令和元年度 決算審査	神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例に基づく貸付返還金1件、9,458,790円について、(項) 貸付金元利収入(目) 衛生貸付金元利収入(節) 医薬費貸付金元利収入で収入調定すべきところ、(項) 雑入(目) 雑入(節) 衛生費雑入で収入調定していた。その結果、(項) 雑入、(目) 雑入及び(節) 衛生費雑入の調定額及び収入未済額がいずれも 9,458,790円過大となっていた一方で、(項) 貸付金元利収入、(目) 衛生貸付金元利収入及び(節) 医薬費貸付金元利収入の調定額及び収入未済額がいずれも同額過小となっていた。
産業労働局 総務室 産業部産業振興課	令和2年 財務監査 (定期監査)	建物転貸借契約に基づく家賃等(支払額 16,272,912円)の執行に当たり、敷金(10,942,400円)については「(節) 貸付金」とすべきところ、家賃や管理料などと併せて全額を「(節) 使用料及び賃借料」で執行してい

監査実施箇所名	監査等の種類	指摘事項等
		た。
	令和元年度 決算審査	建物転貸借契約に基づく敷金 1 件、10,942,400 円について、予算の執行科目として (節) 貸付金を設定した上で、当該「節」により執行すべきところ、(節) 使用料及び賃借料で執行していた。その結果、(節) 使用料及び賃借料の支出済額が 10,942,400 円過大となっていた一方で、不用額が同額過小となっていた。なお、予算の執行科目として (節) 貸付金を設定した上で執行した場合、当該「節」の支出済額は 10,942,400 円となっていたことになる。
産業労働局 総務室 労働部産業人材課	令和 2 年 財務監査 (定期監査)	建物賃貸借契約に基づく敷金 1 件、9,000,000 円の執行に当たり、「(節) 貸付金」とすべきところ、「(節) 使用料及び賃借料」で執行していた。
	令和元年度 決算審査	建物賃貸借契約に基づく敷金 1 件、9,000,000 円について、予算の執行科目として (節) 貸付金を設定した上で、当該「節」により執行すべきところ、(節) 使用料及び賃借料で執行していた。その結果、(節) 使用料及び賃借料の支出済額が 9,000,000 円過大となっていた一方で、不用額が同額過小となっていた。なお、予算の執行科目として (節) 貸付金を設定した上で執行した場合、当該「節」の支出済額は 9,000,000 円となっていたことになる。
産業労働局 総務室 労働部雇用労政課	令和 2 年 財務監査 (定期監査)	不当利得返還請求権に基づく過年度の貸付料相当額 2 件、105,314 円について、(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入 (節) 労働費雑入とすべきところ、(款) 財産収入 (項) 財産運用収入 (目) 財産貸付収入 (節) 土地建物等貸付収入で収入していた。
	令和元年度 決算審査	不当利得返還請求権に基づく過年度の貸付料相当額の収入 2 件、105,314 円について、(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入 (節) 労働費雑入で収入すべきところ、

監査実施箇所名	監査等の種類	指摘事項等
		<p>(款) 財産収入 (項) 財産運用収入 (目) 財産貸付収入 (節) 土地建物等貸付収入で収入していた。その結果、(款) 財産収入、(項) 財産運用収入、(目) 財産貸付収入及び (節) 土地建物等貸付収入の調定額及び収入済額がいずれも 105,314 円過大となっていた一方で、(款) 諸収入、(項) 雑入、(目) 雑入及び (節) 労働費雑入の調定額及び収入済額がいずれも同額過小となっているなどしていた。</p>
<p>県土整備局 神奈川県県西土木 事務所</p>	<p>令和3年 財務監査 (定期監査)</p>	<p>予算の執行において、側溝清掃業務委託契約に基づく令和2年4月分から同年8月分まで(支払額4,295,236円)の執行に当たり、「(節) 役務費」とすべきところ、「(節) 委託料」で執行していた。</p>

(注) 決算審査において内部統制の運用上の重大な不備として把握したものは、財務監査(定期監査)で把握した重大な不備のうち、歳入歳出決算書等の金額に誤りが認められる結果となったものである。